

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

本事業については、平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(病児・緊急対応強化事業)

実施主体 市町村(特別区を含む)

実施市区町村	平成28年度	833市区町村
	平成27年度	809市区町村

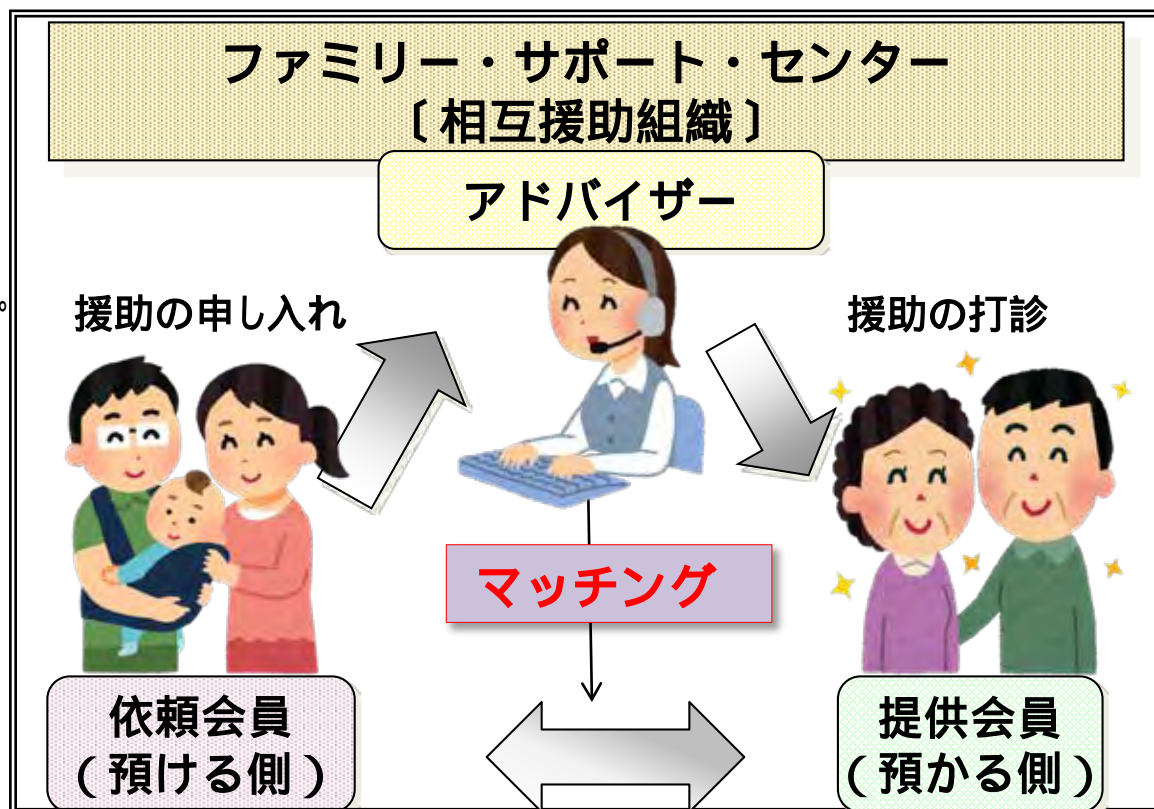
負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市区町村(1/3)

補助単価

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円(会員数に応じて段階的に設定)、土日実施加算:1,800千円(H29年度～)

【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円(利用件数に応じて段階的に設定)

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円 等



一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	余裕活用品	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。
	職員配置 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			研修を修了した 保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上 配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数 (平成28年度)	9,042か所	4,413か所	452か所	0か所	(一般型の内数)

一時預かり事業の経過

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、一般型（基幹型加算）、余裕活用型、幼稚園型、訪問型に再編。

また、平成28年度には保育認定子どもであって、特定地域型保育事業を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる「緊急一時預かり」を対象とした。

H25

保育所型・地域密着型（法定事業）

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着型（予算事業）

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。（保育士1名以上）

基幹型加算（継続）

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育（私立は私学助成、公立は一般財源）

H26【保育緊急確保事業】

一般型（現行事業の後継）

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士（1）を1人以上。

- 1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
- 2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
- 3 地域密着型は当分の間実施可。

余裕活用型（新規）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

H27【新制度施行】

H28

緊急一時預かり（新規）

保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる。

幼稚園型（幼稚園における預かり保育の後継）

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

居宅訪問型（新規）

児童の居宅において一時預かりを実施。

一時預かり事業(一般型)の概要

1. 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時預かり、必要な保護を行う事業

2. 事業の要件・方法

(1) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など一定の利用児童が見込まれる場所

(2) 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

(3) 実施主体 市区町村(市区町村が認めた者へ委託等も可)

(4) 職員配置

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

算出される数が1人の場合でも2人以上の配置が必要

ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることが可能。

(5) 職員資格 保育士又は研修を修了した者

ただし、保育従事者の1/2以上は保育士とする

<基本分補助単価(1か所当たり年額)> 1

年間延べ利用児童数	保育従事者すべてが保育士等(2)の場合	左記以外(地域密着型含む)
300人未満	1,507千円	1,345千円
300人以上900人未満	1,650千円	1,580千円
900人以上1,500人未満	2,970千円	2,840千円
1,500人以上2,100人未満	4,290千円	4,100千円
2,100人以上2,700人未満	5,610千円	5,360千円
2,700人以上3,300人未満	6,930千円	6,620千円
3,300人以上3,900人未満	8,250千円	7,880千円
3,900人以上	9,570千円	9,140千円

1 土曜日、日曜日、国民の祝日当の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合には、基幹型施設として以下の単価1,020千円を加算

2 一日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者

一時預かり事業（幼稚園型）について（H30）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

【要件】

・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立）

新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。

・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども）

非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能

・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3 : 1	1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1	4歳以上児	30 : 1

算出される数が1人の場合でも2人以上配置

上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（職員は常勤・非常勤を問わない）

・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

< 補助単価額 > 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算
在籍園児 (1人当たり 日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円 / 年間延べ利用者数 - 400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 150円 2時間未満 300円 2時間以上3時間未満 450円 3時間以上
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】	
	休日(土日祝等)	800円【8時間】	
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】	

就労支援型施設加算(1施設年額) 長時間及び長期休業中の預かりを実施するなど、一定の要件を満たす施設に加算
約138万円【事務職員の配置が6か月以上】・約69万円【事務職員の配置が6か月未満】

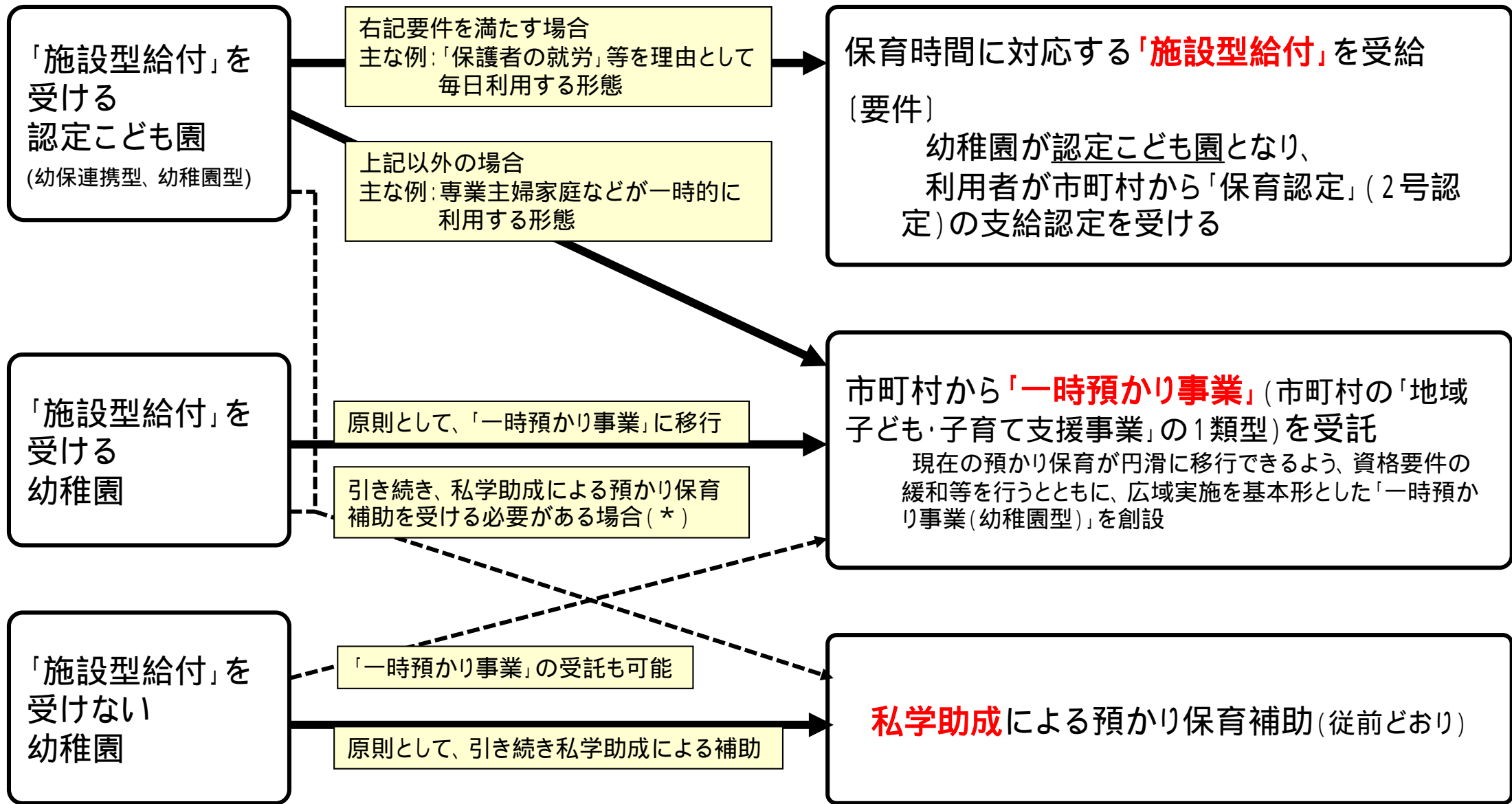
< 負担割合 > 国1 / 3、都道府県1 / 3、市区町村1 / 3

一時預かり事業（幼稚園型）の配置職員に算入できる担当職員パターン

職員の類型		職員が通常勤務する日 ¹			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)			
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超	合計8時間まで	合計8時間超
一時預かり事業の専任職員						
一時預かり事業 と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員 ²	×	×	4	4	
	幼稚園等における 非常勤講師等 ²	×	6			
(参考)適用 補助単価	在園児		基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ⁷		休日単価		長時間加算単価	休日単価

- 1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。
- 2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
- 3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。
- 4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。
- 5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。
- 6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。
- 7 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い

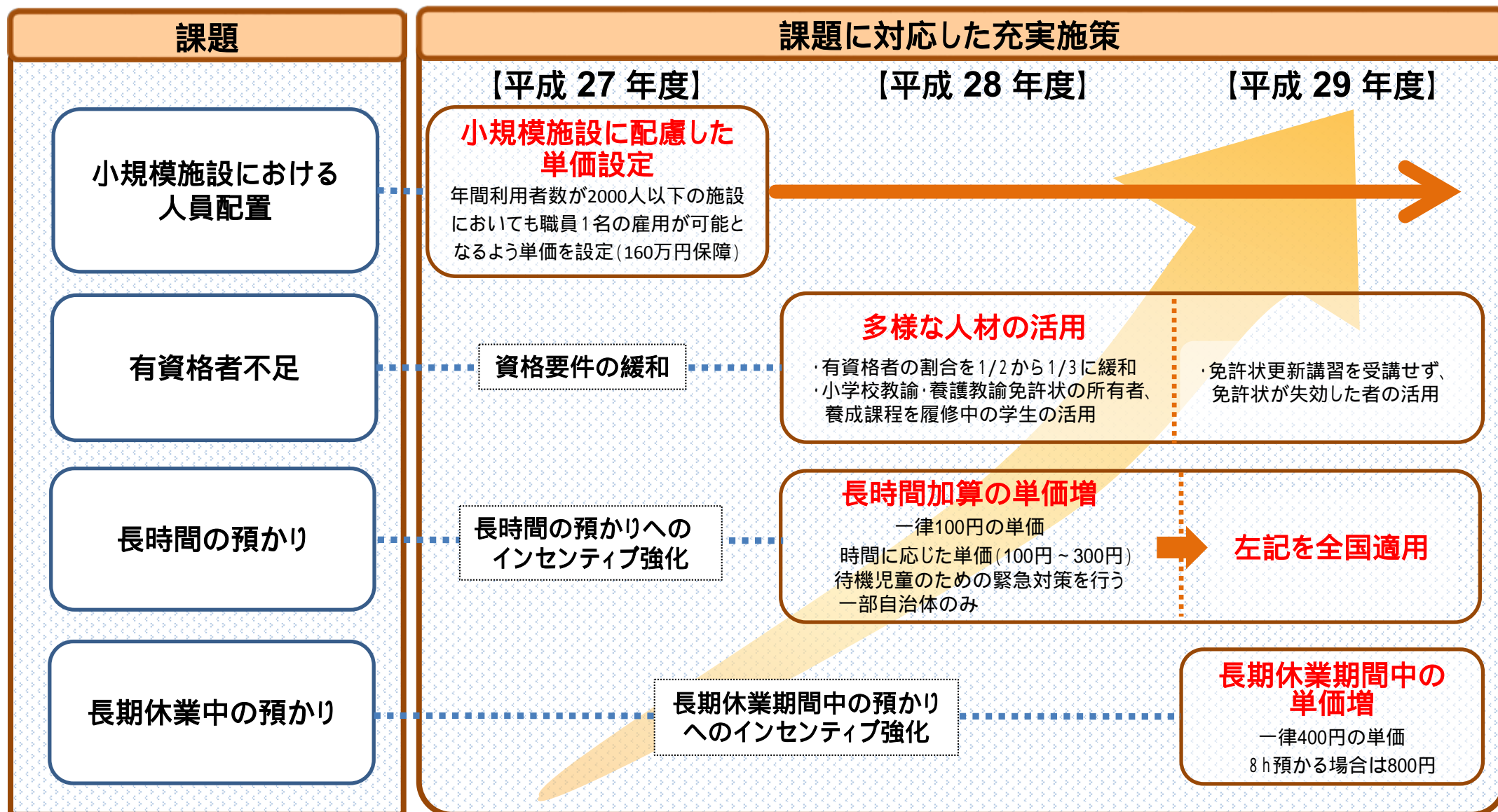


(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

一時預かり事業(幼稚園型)に係るこれまでの充実施策【H27～H29】

幼稚園における預かり保育の充実を図るため、幼稚園の有する様々な課題に対応して、補助単価の増額や職員配置の柔軟化等を順次実施。



趣旨

子育て安心プランに基づき、3~5歳児に対する預かり保育の更なる推進を図るため、長時間の預かりに係る単価の増額や、事務負担に対応するための加算の創設を行う。

課題及び対応

1. 長時間化の推進

- ・ 待機児童の受入れ推進のため、長時間・長期休業中の預かりを更に充実させる必要
- ・ 恒常的に長時間の預かりを利用する場合、保護者負担が重いとの指摘



長時間の預かり(8時間超)に係る単価を1.5倍に増額(これにより、保護者負担を軽減することが可能)

		改善前	改善後
長時間加算	+ 1 h	100円	150円
	+ 2 h	200円	300円
	+ 3 h	300円	450円

2. 事務負担への対応

- ・ 子ども毎の利用日数や時間の管理、市町村(広域利用の場合は複数)への請求等に係る事務負担が重い
- ・ 現行制度上、事務経費が措置されておらず、事務職員を雇うのは困難



「就労支援型施設加算」を創設し、事務経費を支援

【対象施設の要件】

- 平日・長期休業中の双方において、8時間以上(平日は教育時間を含む)の預かりを実施していること
- 小規模保育等の連携施設となっていること
- 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

【加算単価】

- 1施設当たり年額 約138万円
- 職員配置が6月未満の場合は、約69万円

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

赤字：従来の一時預かり事業
(幼稚園型)との相違点

【実施主体】 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園(新制度園及び私学助成園) 認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

() 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98m²

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

() 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)

() 当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

() 本事業の担当職員の中に、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価(子ども1人日額)】

基本分(8時間までの利用): 1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間): 230円~690円

	~ 8 h	9 h	10 h	11 h ~
基本分	1,850円			
長時間加算	-	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

延長保育事業について

市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- ・標準時間認定 1 1時間の開所時間を超えて保育を実施。
- ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。

1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

2. 訪問型（平成27年度創設）

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
 - 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件

- ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
- ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
- ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

交付実績（平成28年度実績報告ベース）：25,087か所、1,013,186人（年間実利用児童数）
負担割合：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市区町村 1 / 3

病児保育事業の概要

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
根拠法：児童福祉法第6条の3第13項

1. 事業概要

病児・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する

体調不良児対応型

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する

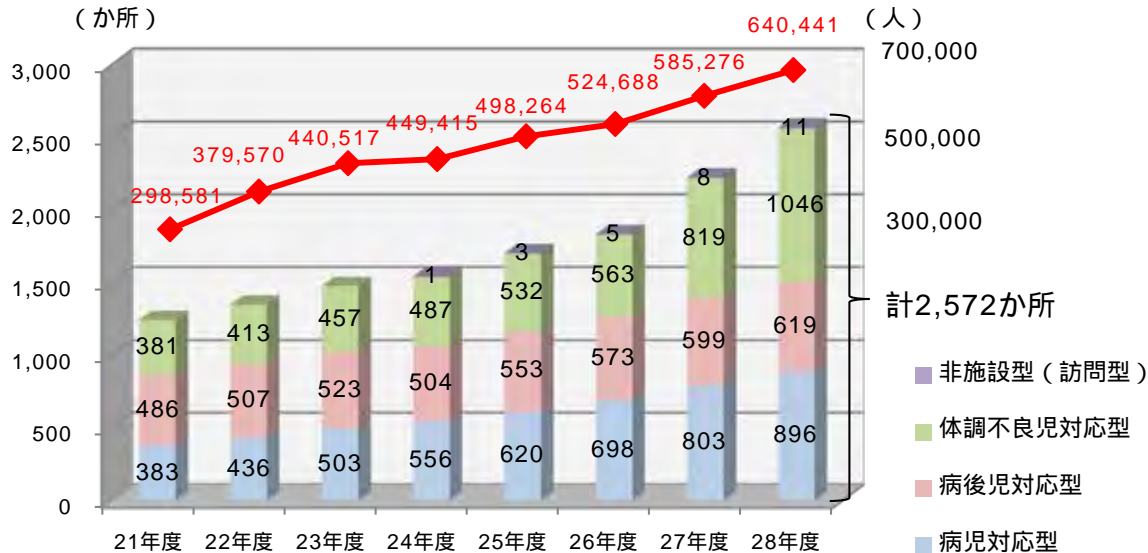
非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する
平成23年度から実施

送迎対応

保育所等において、保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所等に付された専用スペース等で一時的に保育する

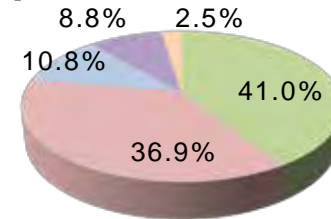
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



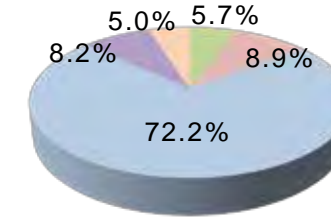
延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

3. 実施場所

(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



平成28年度実績報告ベース
端数処理の関係から合計は100%にならない場合がある

事業類型毎の比較

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）	送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等	看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度） 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等	預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること 等	保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要 送迎はタクシーによる送迎を原則とする
実績	（28年度実績ベース） 病児：896か所 病後児：619か所	（28年度実績ベース） 1,046か所	（28年度実績ベース） 11か所	-

子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

送迎対応の創設（平成28年度～）

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

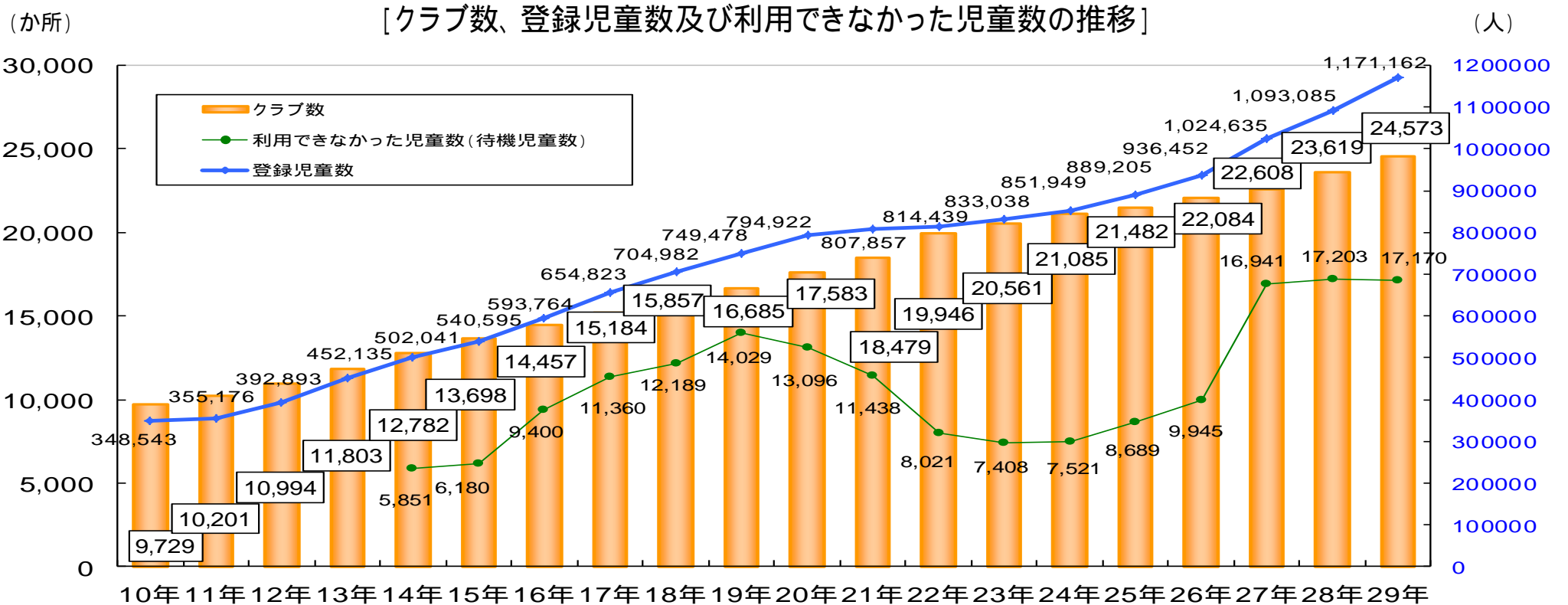
平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成29年5月現在)

【今後の展開】

クラブ数 24,573か所
 (参考:全国の小学校19,628校)
 支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,171,162人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を踏まえ、
 「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、2018年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。



各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

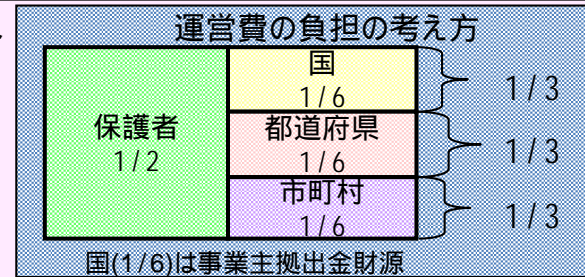
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成29年度予算 725.3億円 平成30年度予算 799.7億円 (+74.4億円)
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成30年度予算 655.7億円 (+68.0億円))

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

実施主体:市町村(特別区を含む)



平成30年度予算の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率高上げ【2016(平成28)年度からの継続】

公立の場合:(高上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(高上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1)放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2)放課後児童クラブ支援事業

障害児受け入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

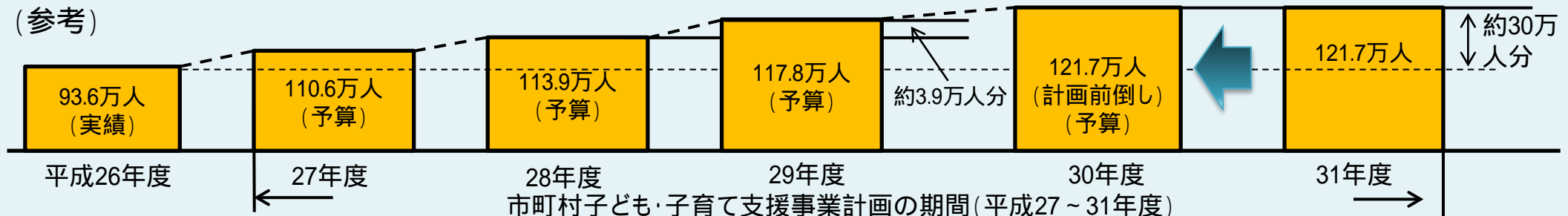
(4)小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5)放課後児童支援員の処遇改善

- ▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(参考)



()平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

放課後児童クラブの設備運営基準について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

< 主な基準 >

職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

放課後児童支援員（1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

- 1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（2）
- 2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
原則1日につき8時間以上

平日（小学校授業の休業日以外の日）
原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。

平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。

平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。

このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載

児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育てる育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載

放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載

運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、 は座長、 はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局> 山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

運営指針の構成

第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。

各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

運営指針の主な内容

第1章 総則

「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。

放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

児童期の発達の主な特徴としては、

- ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
- ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
- ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる

児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援
- 子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- 子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。

衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。

事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。

おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。

放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。

放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。

運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。